

初任給調整手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第51号

初任給調整手当規則の一部を改正する規則

初任給調整手当規則（昭和37年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項及び第 4 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表

期 間	金 額
1 年 未 満	252,400 円
1 年以上 2 年未満	252,400
2 年以上 3 年未満	252,400
3 年以上 4 年未満	252,400
4 年以上 5 年未満	252,400
5 年以上 6 年未満	252,400
6 年以上 7 年未満	252,400
7 年以上 8 年未満	252,400
8 年以上 9 年未満	252,400
9 年以上 10年未満	252,400
10年以上 11年未満	252,400
11年以上 12年未満	252,400
12年以上 13年未満	252,400
13年以上 14年未満	252,400
14年以上 15年未満	252,400
15年以上 16年未満	252,400
16年以上 17年未満	249,800
17年以上 18年未満	247,200
18年以上 19年未満	244,600
19年以上 20年未満	242,000
20年以上 21年未満	239,400
21年以上 22年未満	228,700
22年以上 23年未満	217,200
23年以上 24年未満	205,700
24年以上 25年未満	194,200
25年以上 26年未満	182,700
26年以上 27年未満	168,700
27年以上 28年未満	154,700
28年以上 29年未満	140,700
29年以上 30年未満	126,400
30年以上 31年未満	111,900
31年以上 32年未満	97,400
32年以上 33年未満	82,200
33年以上 34年未満	64,200
34年以上 35年未満	46,200

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。